

令和3年玉村町議会第2回臨時会会議録第1号

令和3年4月20日（火曜日）

議事日程 第1号

令和3年4月20日（火曜日）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和2年度玉村町一般会計補正予算(第14号))
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和2年度玉村町水道事業会計補正予算(第3号))
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町税条例及び玉村町税条例の一部を改正する条例の一部改正について)
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町都市計画税条例の一部改正について)
- 日程第 8 議案第32号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第33号 令和3年度玉村町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第34号 和解について
- 日程第11 議案第35号 損害賠償の額を定めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 小林一幸君 | 2番 | 新井賢次君 |
| 3番 | 原利幸君 | 4番 | 月田均君 |
| 5番 | 渡邊俊彦君 | 6番 | 柳沢浩一君 |
| 7番 | 石内國雄君 | 8番 | 高橋茂樹君 |
| 9番 | 浅見武志君 | 10番 | 久保留美子君 |
| 11番 | 宇津木治宣君 | 12番 | 備前島久仁子君 |
| 13番 | 三友美恵子君 | | |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|--------|------------|--------|
| 町長 | 石川眞男君 | 副町長 | 古橋勉君 |
| 教育長 | 角田博之君 | 総務課長 | 萩原保宏君 |
| 企画課長 | 大堀泰弘君 | 税務課長 | 丸山智志君 |
| 健康福祉課長 | 岩谷孝司君 | 子ども育成課長 | 中野利宏君 |
| 住民課長 | 齋藤善彦君 | 環境安全課長 | 高柳功君 |
| 経済産業課長 | 齋藤恭君 | 都市建設課長 | 高橋茂君 |
| 上下水道課長 | 金子忠雄君 | 会計管理者兼会計課長 | 舛田昌子君 |
| 学校教育課長 | 根岸真早子君 | 生涯学習課長 | 宇津木雅彦君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-----|------------|-----|
| 議会事務局長 | 田村進 | 庶務係兼議事調査係長 | 岡部敦 |
|--------|-----|------------|-----|

○開会・開議

午後 3 時開会・開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年玉村町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第 127 条の規定により、5 番渡邊俊彦議員、6 番柳沢浩一議員の兩名を指名いたします。



○日程第 2 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日午後 1 時 30 分より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） 令和 3 年玉村町議会第 2 回臨時会が開催されるに当たり、本日午後 1 時 30 分より役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、承認が 5 件、議案が 4 件、合わせて 9 議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 3 年玉村町議会第 2 回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日 1 日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



- 日程第3 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町一般会計補正予算（第14号））
- 日程第4 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第5 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号））

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町一般会計補正予算（第14号））から日程第5、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号））までの3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号から承認第4号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） お世話になります。承認第2号 令和2年度玉村町一般会計補正予算における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2,073万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を154億2,047万2,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び変更をするほか、地方債の追加、変更及び廃止をするものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、国県支出金では新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるように交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、最終的な配分額が確定となりましたので、1,022万1,000円を追加するほか、それぞれ事業費の確定見込みに伴う収入額の増額または減額でございます。

寄附金では、ふるさと納税について、3月定例会で1,900万円の増額を見込みましたが、若干目標額に達しなかったことによる減額と、それぞれ寄附の用途に応じた事業へ充当するほか、株式会社キーテクノロジー様から200万円、株式会社四つ葉企画様から20万円のご寄附をいただきまし

たので、それぞれ寄附の目的に沿った基金の積立てに充当するものでございます。

繰入金では、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地の造成に伴う文化財発掘調査の事業費が確定したことによる都市計画事業基金繰入金の減額でございます。

町債では、災害時等における前橋市との応援配水のための相互連絡管接続工事に伴う負担金が確定したため、水道事業会計への一般会計出資債を減額するものでございます。

また、教育債では、国三次補正を活用した学校給食センター空調設備更新工事の起債メニューを学校教育施設等整備事業債から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に振替を行うとともに、起債対象事業費の増額が見込めたため、起債額についても増額を行うほか、減収補填債の確定見込みに伴う減額でございます。

一方、歳出の主なものでございますが、それぞれ事業費の確定見込みに伴う増額及び減額のほか、ご寄附いただいた220万円について、寄附者の意向に沿った基金へそれぞれ積立てを行うものでございます。特に増額となった農林水産業費における農業用水路緊急災害対策事業では、さきの福島県沖を震源とする地震により被害を受けた東部工業団地内の用水路復旧工事について、事業費に不足が生じたため、200万円の追加を行うものでございます。

なお、繰越明許費の追加及び変更では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業について、65歳以上の高齢者等を対象としたワクチン接種に遅れが生じたため、クーポン券発送にかかる郵便料を繰り越すほか、東部工業団地内の用水路復旧工事について、事業費を全額繰り越すものでございます。

また、地方債の追加、変更及び廃止では、学校給食センター空調設備更新工事の起債メニューの振替を行うほか、それぞれ事業費の確定見込みに伴う起債限度額の変更でございます。

以上が、本専決処分における一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、承認第3号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億5,763万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入におきましては新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い所得が減少した世帯に対し、国民健康保険税を減免しておりますが、減免により減額となった国民健康保険税の一部を補填するための国庫支出金の増額、県支出金の額の確定による増額、額の確定に伴う一般会計繰入金の減額及び前年度繰越金を減額するものでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国保特定健診の受診者数が減少したための減額でございます。

次に、承認第4号 令和2年度玉村町水道事業会計補正予算(第3号)における専決処分を報告し、

承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

本案にて報告する補正予算の概要は、資本的収入の予定額を1万1,000円減額し、総額を3億1,668万4,000円と定め、併せて予算第10条中の他会計からの補助金を210万1,000円から209万円に改めるものでございます。

内容につきましては、他会計補助金の減額であり、前橋市との相互連絡管等の整備事業の確定に伴い、一般会計出資債分の繰出金としての一般会計補助金を1万1,000円減額するものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で3議案に関わる提案説明を終了いたします。

日程第3、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町一般会計補正予算（第14号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

○日程第6 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例及び玉村町税条例の一部を改正する条例の一部改正について）

○日程第7 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

◇議長（三友美恵子君） 日程第6、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉

村町税条例及び玉村町税条例の一部を改正する条例の一部改正について)と日程第7、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(玉村町都市計画税条例の一部改正について)の2議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号と承認第6号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日付法律第7号で公布されたことに伴い、玉村町税条例及び玉村町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、専決処分したものでございます。

今回の改正は、法律の改正や法改正による規定の新設に合わせ、町条例の規定整備を行うものです。

第1条の玉村町税条例の主な改正内容といたしましては、町民税関係では給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書の記載事項を電磁的方法により提供する場合の要件である、税務署長の承認を不要とするものです。軽自動車税関係では、環境性能割の税率区分の見直しや、環境性能割の臨時的軽減措置を9か月延長するものです。固定資産税関係では、現行制度の継続により年度を更新するものや、適用期限を延長するものとなっております。

第2条による改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の改正による項ずれを反映するものでございます。

次に、承認第6号 専決処分報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日付法律第7号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をしたものです。

改正の概要は、現行制度の継続により年度を更新するもの、及び地方税法の一部が改正されたことによる項ずれを反映するものです。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(三友美恵子君) 以上で2議案に関わる提案説明を終了いたします。

日程第6、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(玉村町税条例及び玉村町税条例の一部を改正する条例の一部改正について)これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(三友美恵子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

————— ◇ —————

○日程第8 議案第32号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第8、議案第32号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第32号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における押印義務等の廃止を進めるため、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、審査申出人が委員会に対して提出する審査申出書への押印義務を廃止するとともに、口頭審理を行う際、関係者が口頭による証言に代えて提出することができる口述書への署名、押印義務を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第9 議案第33号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第2号）

◇議長（三友美恵子君） 日程第9、議案第33号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第33号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に128万円を追加し、歳入歳出予算の総額を120億1,830万4,000円とするものでございます。

補正内容でございますが、民生費にコロナ生活困窮世帯生理用品配布事業として128万円を追加するものでございます。具体的には、コロナ禍の影響で経済的に逼迫し、生理用品が十分手に入れない生理の困窮が可視化され、社会的な問題となる中、生活に困窮する世帯を支援する緊急的な措置として、生理用品の無料配布を行うものでございます。全体で3,000パック、おおむね2,100人分を想定しておりますが、配布の内訳としましては、児童扶養手当及び就学援助費受給世帯の母子に1人当たり3パック、約3か月分を配布するほか、それ以外の生活困窮世帯に対しましても1人当たり1パック、約1か月分を配布するものでございます。なお、コロナ禍の影響でアルバイト収入が減るなど、経済的に逼迫する県立女子大学生も対象にしたいと考えております。また、配布期間につきましては、6月及び7月の2か月間を予定しております。

以上となりますが、この財源の手当てとしましては前年度繰越金を予定しております。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 質問させていただきます。

コロナ生活困窮の世帯に対する女性に対する支援で、大変すばらしい支援だと思っております。今アルバイトで収入の減っている県立女子大学生の生徒にということでありましたけれども、玉村町から大学に通っている生徒は県立女子大学生ばかりではありません。ほかの大学に通っている学生たちもおります。その人たちは対象にはならないということでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

今現在考えているのは、県立女子大学生と、あと玉村高校も考えたのです。玉村高校のほうでは、こちらのほうからそういう生理用品を低所得者の方という話をしたのですけれども、該当がないという回答だったので、玉村高校のほうは今回なしということで。他の大学もいらっしゃるのですけれども、まずは県立女子大学生で、県立女子大学の事務局の方に聞いたところ、大体7割から8割ぐらいの学生が何らかの奨学金とかをもらっている方がいらっしゃるということで、大分所得的には低い家庭の方が多いのかなというふうに考えています。それで、実際にアルバイトとかが減っているこ

とで、トイレットペーパーを代替として使っていたりという方もいらっしゃるらしいので、まずはそちらのほうからやらせていただければと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 大変厳しい状態の中で生活されているということで、本来であれば玉村高校、そして女子大生というのは県立女子大学生だけが女子大生ではないわけで、やはりここに住んで、また違う大学に通っている子たちもいるわけです。ですから、県立女子大学だけに通学する子たちだけが対象というのは少し不公平感もやはりありますので、今後は何か検討するときには、ここに住んでいる女子大生が対象ということに考えていただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） もちろん当然そのことは把握しています。把握しているというか、玉村町からいろんな大学に行っている人もいますので。これ町民を対象にした、だから県立女子大学生ということは言葉では言いましたけれども、いわゆる生理用品に事欠く生活困窮者の人が町に取りに来ていただくということがあるので、そういったところから一応フォローしているつもりです。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 先ほど言った大学生に限らず、町民であれば一般の方向けの1月分をとというのがあるので、それで困っている学生がいれば、来ていただければ対応できると思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 対象者ですけれども、就学援助金、児童手当、これは就学援助金をもらった子供ではなくて、親を対象にしているのでしょうか。一つ確認したいと思うのです。

それから、生活困窮者というくくりになっていますけれども、自分が生活に困窮しているのだというふう意識を持った人が配布場所に現れれば、それは配布の対象になるのか。確認したいと思いません。

それから、この制度の仕組みについて、やっぱり広報とかなんかで町民に周知をする必要があると思うのですけれども、その方法についてはどう考えているのか。

それから、結局配布すると言っても、ナーバスな話ですから、どこでも配布するわけにいかないの、プライバシーの問題とか、そういうことについてのどういう配慮を考えているのか、お尋ねいたします。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） まず、困窮している世帯の方ということで、お子様とお母さんがいればお2人分という形になります。まず、それが1点です。

それと、広報の仕方につきましては、取りあえず6月1日号で周知する予定になっております。

あとプライバシーにつきましては、困窮しているという方が広報を見て来てくれるということになるので、特にそこで住民票とかではなくて、来ていただいた方にはその場でお渡ししようとは考えております。

〔「配布場所」の声あり〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 配布場所は、ファミリーサポートセンターのほうで配布する予定となっております。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 私のほうからは、児童扶養手当の受給対象者のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

そちらのほうでは母子家庭になるのですけれども、母子家庭でまずお母さんは支給対象になります。それともう一つ、子供さんの場合は小学校4年生以上を対象とさせていただきまして、児童扶養手当の場合ですと、基本的には高校3年生までとなっておりますので、その対象の年齢の子供さんを対象に支給を考えております。

◇議長（三友美恵子君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第10 議案第34号 和解について

◇議長（三友美恵子君） 日程第10、議案第34号 和解についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第34号 和解についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年1月27日に破産申立てを行った事件につきまして、和解をするものでございます。

債務者は、町内に不動産を有し、この不動産に対する固定資産税を納付する法律上の義務を有しております。しかしながら、長年にわたり納付がなく、未納額が900万円以上となっておりますが、調査を実施したところ、破産手続開始決定原因に該当すると思われる事実が判明したことから、破産申立てを行いました。その結果、令和3年3月19日に、利害関係人であります株式会社N・S・Sの代理人弁護士から未納額を全額納付するので、破産手続開始決定の申立てを取り下げしてほしい旨の通知がありました。その後、何度か折衝を重ねた結果、納付期日に至るまでの延滞金を含めた未納額について全額一括納付すること、将来において発生し得る同租税について、株式会社N・S・Sが連帯保証債務を負うこと、連帯保証契約については公正証書によって行うことで合意に至ったものです。

つきましては、民法第695条に定める和解契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 3 5 号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1 1、議案第 3 5 号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 3 5 号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和 3 年 3 月 2 2 日午前 8 時 1 0 分頃、樋越 1 6 9 4 番地 2 の東側町道に設置されたカーブミラーが、経年劣化や根元の腐食、さらに強風の影響により倒壊し、樋越 1 6 9 4 番地 2 の家屋外壁及びガス給湯器設備に損害を与えてしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

支払いについては、町が加入している保険会社から相手方に直接支払います。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

2 番新井賢次議員。

〔2 番 新井賢次君発言〕

◇2 番（新井賢次君） この損害の内容について、具体的に説明してください。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

先ほど町長のほうからございましたとおり、まずカーブミラーが倒れたことによりまして、建物の外壁の一部を損傷しました。ちょっと削ってしまったような形になります。それに加えまして、ガス給湯器がたまたま倒れたところに設置されておりまして、それにかかなりの衝撃で当たったことによってケースがもうゆがんでしまって、使い物にならないというようなことになりましたので、そちらの 2 つを修理するというところでございます。

◇議長（三友美恵子君） 2 番新井賢次議員。

〔2 番 新井賢次君発言〕

◇2 番（新井賢次君） 今回人命に関わる事故にならなかったということが不幸中の幸いかと思いますが、同じ時期に立てたもので、同じような状況になっているカーブミラーがないかどうか、その辺

のチェックはどうする予定でしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） それにつきまして、当課でも緊急的にカーブミラーの点検等を行いたいというふうに考えておまして、ただ何分にも町内1, 0 0 0か所以上、カーブミラー設置されておりますので、その辺りは関係課ともちょっと連携を取りながら、近日中にはまずは簡易な点検のほうは実施したいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

4 番月田均議員。

〔4 番 月田 均君発言〕

◇4 番（月田 均君） 新たに点検してくれるということなのですが、基本的には路面、地面に鉄のパイプが刺さっていると、雨が降るということになると、劣化は20年、30年たてば劣化してくるということだと思っておりますが、それを防ぐ対策というのものなくはないと思っておりますけれども、町としては考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 対策につきましては、特に今までこんなようなものがあるというように、そういったことを考えていたこともないのですけれども、ただ今回このような形でカーブミラーが根元から折れて倒れたということがありまして、人命等に関わることはなかったのは本当に不幸中の幸いだと思っております。何分にもカーブミラー、どうしても施工の時期、または施工方法等によって劣化が早いもの、またはかなり昔設置されたものでも、いまだに強度を保っているもの、もろもろありまして、どういった対策がいいのかということもなかなかすぐには思いつかないのですけれども、ただ犬のお散歩中にどうしても犬がおしっこをかけてしまうことが多いようで、やはりそうしますとどうしても腐食が早くなるということもありますので、当課ができることといえば、犬の散歩のときにはそういったものにかけたときは、必ず水をかけてくださいというようなお願いぐらいはすぐにはできると思っておりますけれども、あとは強度を保つとか、そういったことに関しましては、また点検をした上でどういった方法があるのかというのは検討したいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4 番月田均議員。

〔4 番 月田 均君発言〕

◇4 番（月田 均君） 平成10年ぐらいまでは、土の上に直接穴を空けて埋めてあるのが多いのです。となると、それは非常に劣化が激しいなと思われました。それ以降は、コンクリートの上に確かにパイプを入れて、固定しているので、いいと思っておりますけれども、たまたま私が見た固定方法というのは、当然コンクリに埋めているのだけれども、パイプとコンクリの間をまた水がたまりにく

いようにパイプの周りだけまた幾らかコンクリートを盛っているのがあったのです。そうすると水がつきにくくて、割れにくいのかなと思ったのですけれども、そういったことを少し研究してもらって、要するに水がいつまでもたまっていると腐食するわけだから、極力水が残らないようにしてやらないと、あと20年、30年たったらみんなパイプがぼんぼん割れるのではないかという、非常に私は不安を覚えているので、その辺は検討してもらいたいのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） その辺りの工法についても研究していきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◇

○閉 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和3年玉村町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時40分閉会